## 随意契約(相手方指定)調書

件名	戸籍・住記システム運用支援等業務委託	5200336
工(納)期	令和 6年 3月31日	
契約締結日	令和 5年 4月 1日	
契約金額	63,624,000円(消費税込み)	

契約相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社	
><3 IA 3 73	(法人番号:2011401007325)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

契約審査委員会資料			
経理課契約係	R5.3.23		

## 業者選定理由書

件名	戸籍・住記システム運用支援等業務委託
指名業者(案)	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社 所在地 東京都板橋区坂下一丁目19番1号 代表者 支店長 松尾 浩一郎
指名理由	本件は、戸籍等の異動業務及び住民票等の異動業務についての運用支援業務を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。  経理課として検討したところ、 本件は年間を通じた日々の処理業務の委託契約であることから、履行体制の適正かつ確実性について評価及び選定を行ったものである。 上記業者は、89%の総合点を獲得しており、特に、重点項目である「人員配置」及び「通常時の業務運営」については、経験豊富な従事者を多く配置する提案が評価され、いずれも90%以上の評価点を得ている。また、上記業者は導入実績が全国1位であり、荒川区における今までの履行状況が良好なことからも、ノウハウを活かした適正かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)